

# 「選定療養費」改定のご案内

令和4年度の診療報酬改定にて、一般病床200床以上の地域医療支援病院における「選定療養費」の定額負担額の見直しがなされたことから、令和4年10月1日より選定療養費を下記の通り変更させていただきます。

## 選定療養費について

紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に、初診時の選定療養費、再診時の選定療養費の徴収が義務づけられています。(厚生労働省より)

受付時に同意書へのサインと選定療養費の支払いが生じます

	9月30日まで	10月1日から
<b>初診時選定療養費</b> <small>他の医療機関からの紹介状をお持ちではない初診</small>	5,500円 (税込)	7,700円 (税込)
<b>再診時選定療養費</b> <small>病状が安定し、他の医療機関へ文書により紹介した後も、自らの意志により紹介状を持たずに当院当該科へ受診された場合</small>	2,750円 (税込)	3,300円 (税込)

### ご負担の対象となる方

- 紹介状を持参せず、直接来院された初診患者様

### ご負担の不要な方

- 令和2年3月31日までに同一診療科にて継続受診されている患者様
- 他院からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちいただいた患者様
- 緊急な診療を必要とされる患者様(救急車による搬送等)
- 今回の診療科は初めてだが、当院の別の診療科に通院されている患者様
- 公費負担医療制度を利用している場合

ご不明な点がございましたら、

**1階受付・総合案内** にお問い合わせください